

防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会

(第7回)

議事要旨

1. 日時

令和5年1月30日(月) 13:00~14:15

2. 出席者

有識者 [稲継座長、石井委員、岡本委員、神原委員、佐藤委員、村野委員 (五十音順)]

自治体 [車地委員、永澤委員 (五十音順)]

関係省庁 [五味官房審議官 (防災担当)、消防庁 (国民保護・防災部防災課) ※、警察庁 (警備局警備運用部警備第二課災害対策室) ※、防衛省 (統合幕僚監部参事官付) ※、厚生労働省 (大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室) ※、個人情報保護委員会事務局 ※、デジタル庁 (国民向けサービスグループ) ※]

※オブザーバー参加

3. 議題

(1) 開会

(2) 防災分野における個人情報の取扱いに関する指針の検討

(3) 閉会

4. 議事要旨

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針要約版 資料1」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 資料2の16ページ、前回資料にあった「今まさに氾濫するおそれのある」の「今まさに」という文言は、避難指示等に対応できないおそれがあり制約となりうることから除いたという説明であったが、氾濫の恐れのある河川が全て例外的な法の適用をしてもよいとも読み取れてしまう。「水位上昇など」という文言を用いるなど、一定の制限は記載すべきと考える。
- この指針は、事例ごとに具体的な対応を記載し、非常に分かりやすいものとなった。一方、本指針に記載されていないケースが発生した場合は自治体が悩む可能性があるため、継続的に事例の追加を検討する必要がある。
- 本指針に記載されていないケースが生じることも見据え、相談先の記載を希望する。
- 「氾濫するおそれのある河川」という文言について、「氾濫のおそれ」の判断基準を現場

の対応に沿って例示することが望ましい。

- 「氾濫するおそれのある河川」について判断基準を例示する場合、現状の避難指示等の基準と矛盾が生じないように、注意する必要がある。
- 総論において、人命救助や、生命・身体の保護を重視している旨を打ち出し個人情報の利活用の場面を国として明確に示すことができた点は画期的だと考える。
- 本指針は、現場で起こりうる事例を参考に作成している。今後、新しい事象が発生した場合や、技術の発達、知見の増強があった場合などにより、適切に指針を改定する必要がある。また、以前に指摘した「本指針に取り上げている事例は、あくまで事例の1つに過ぎないことは留意すべき」という点については、現在の指針に記載されているものと理解している。
- 事例9「安否不明者の氏名等の公表」は、国として重要な最低限の解釈を示していただいた。個人情報の保護に偏り過ぎた対応の指針を作成している都道府県も多く、今後、各都道府県で規定の改訂などが必要になる場合がある。その際、自治体へのサポートを行うことが望ましい。
- 本指針を理解することは、自治体の職員には非常にハードルが高いと考えられる。本指針の説明会等の実施の際には、相談先を明確に記載することを希望する。
- 防災に対するイメージや現場経験がない方々と現場のことがわかる方々では、指針の習熟に差が生じると思う。様々な立場の方の理解が進むよう、効果的な研修等を実施することが望ましい。
- 資料1の15ページ、事例9「安否不明者情報」について、「公表」で「現住所(大字まで)」と記載されているが、指針と同様に、「町名又は大字名」という文言に統一することが望ましい。
- 説明会や内部研修で有用な資料の作成を希望する。
- 観光客が安否不明者となる場合もあることから、他自治体の住民基本台帳の閲覧・確認がスムーズにできるよう、住民基本台帳を所管する部局に本指針をご理解いただくことも必要である。
- 本指針の勉強会や研修について、例えば総務課がICTやDX、防災など様々な業務を行う必要がある自治体に対しては特に、実施方法を工夫する必要がある。自治体の規模に関わらず、全国1,700の自治体の担当者が正確に理解できるよう工夫をしてほしい。
- 個人情報保護法に関しては、大学教育や社会人向けのリカレント教育や学びなおしの場でも機会が少ないのが現状である。そのため、内閣府の研修等で、災害と個人情報に関する分野を必修科目として1コマ設けることや、他省庁で実施している研修等に組み込むように調整するなど、恒常的に実施できるようすることが望ましい。都道府県を巡る講演キャラバンという方法も考えられる。

その後、座長より活発な意見交換への謝意が表され、閉会した。